<u> 資料 1</u>

議 事 録

件 名	第3回宜野湾市上下水道料金等審議会
開催日時	令和元年8月5日(月)10時00分~11時15分
開催場所	上下水道局2階会議室
出席者	■平剛委員 ■福里清孝委員 ■加藤壮一委員
(□は欠席者)	□森田進委員 □波平道子委員 ■宮城恵美子委員
	(事務局)
	■石川次長兼業務サービス課長■與那原総務企画課長
	■呉屋下水道施設課長■高宮城水道施設課長
	■德田技幹兼排水設備係長 ■親川業務管理係長 ■企画係(事務局)

	内容	
事務局	これより、第3回宜野湾市上下水道料	☆等審議会を開会す
	る。	
	まず初めに会の成立について報告する	5。宜野湾市上下水道
	料金等審議会規程第6条第2項の規定は	こより過半数の委員
	の出席が認められる為、本審議が成立す	することを報告する。
	それでは、平会長に進行を願いたい。	
会長	会を進行する。	
	まず初めに、第2回審議会における決	た定事項について確認
	する。	
	第2回審議会において、下水道使用料	∤の増額改定について
	全会一致で決定したことを確認する。	
委員	異議なし。	
会長	次に、事務局より本日提出の資料の記	覚明を願いたい。
事務局	【資料 2-1~2-5、資料 4-1、4-2 につい	いて説明】
会長	それでは審議に入る。事務局の説明に	こ対し、質問、意見、
	資料請求等のある委員は挙手を願う。	
委員	資料のパターンが多いため、この中か	いら消去法で残してい
	く方が良いのではないか。	

また、大型スーパーや宿泊施設等の使用水量の多い施設の 負担が大きくなると、そこから意見がでてくると思う。水量 が多い為、使用料は年間でかなりの金額になる。月に10万 前後の負担増なら仕方ないと思うが、それ以上だと非常に厳 しいと考える。

委員

公共料金については、「広く薄く公平に」が原則である。 特定の使用水量の部分だけ値上げすると説明がつかない。 資料 2-5 に絞って値上げ幅にメリハリをつけるとか、いかに 公平を図りながら改定をするかが大切である。

使用水量の多い所は、元々の単価が高くなっている。その 為、上げ幅を少し圧縮する等の工夫が必要と考える。

この5パターンの資料の中で、基本使用料を引下げる案、 据え置きする案があるがそちらについて意見はあるか。

基本使用料を引下げたところで喜ぶ人がどれだけいるか 疑問である。私はそう多くないと感じる為、基本使用料は引 下げせずに据え置きでよいと考える。

基本使用料を引き下げる案については、使用水量の少ない 単身高齢者世帯等に配慮しているものである。約3,000世帯 利用者の約1割弱の世帯の下水道使用料が減額されると考 える。

基本使用料は、下水道設備の維持管理の為の料金であると思うので、据え置きで良いと考える。それ以外の所ですこし引下げをする方が良いと考える。

基本使用料は、固定費や需要家費などの固定的にかかる部分を賄っている為、私も引下げの必要はないと考える。

15 円単価を上げた場合、何年くらい改定せずにいけるの

前回もご説明した通り、 $3\sim5$ 年に1度の使用料見直しが必要と言われている。

下水道使用料は平成22年度以降改定を行っておらず、現在基準外繰り入れで約1億8,000万円を一般会計に負担してもらっている。下水道事業の健全な経営、一般会計の負担軽減のためにもその都度見直しは必要である。

承知した。

先程、複数の委員から、基本使用料については据え置きで 良いのではという意見があったが、事務局の意見を伺いた

会長

委員

事務局

委員

委員

委員

事務局

委員

会長

11

事務局

基本使用料を据え置きとなる場合には、8㎡~30㎡の超 過料金の単価を 15 円程度引き上げることで、1000 m以上の 超過料金の値上げ幅を多少圧縮することが可能であると考 える。

委員

使用水量の多いところは、元々の単価設定が高い為、少し ゆるやかな値上げ幅にして、その分を使用水量の件数が多い ところに1円~2円程度乗せていくこともできるのではと 思う。

会長

委員の意見をまとめると、基本使用料は据え置き、資料5 に絞って検討し、超過料金の使用水量の多い部分の値上げ幅 圧縮、使用水量の件数の多い部分を1~2円程度上乗せして 値上げするということになるが異議はあるか。

委員

異議なし。

会長

先程のまとめを踏まえて事務局にてシミュレーションの 資料作成をお願いしたい。

事務局

承知した。

確認したい事項がある。

一般会計繰入金の基準外繰り入れが現在1億8,000万円 ある。その金額のうち約1億円程度を使用料で賄う為には、 約15円程度の単価改定が必要で為、今回そのように資料を お示ししている。その値上げ幅については宜しいか。

委員

異議なし。

事務局

この改定単価を前提に、基本使用料を据え置き、従量制の 超過料金部分の単価調整を行うこととなる。

委員

他市町村も今後は改定をしていく傾向にあるのか。

事務局

令和元年度中に県の維持管理負担金が3円程度値上げす る予定であるので、おそらく他市町村において使用料改定が 行われると考える。無論それぞれ改定単価に差が出ると考え る。

委員

下水道使用料の全国平均は約3,000円。今回改定を行って も沖縄は約半分の料金である。

委員 委員

他市町村との比較に用いられる 20 ㎡というのは何か意味 があるのか。

総務省において、20 m³で3,000円使用料を目安として設

事務局

	定している為この比較の仕方となっている。
委員	承知した。
会長	質疑も尽きたようなので、今回の審議内容について確認す
	る。
	基本料金は据え置き、資料5を基準に単価改定の調整を行
	う。調整内容は、30 m ³ 以下については1~2円程度料金を
	上乗せし、その分 1000 ㎡以上については値上げ幅を圧縮す
	るということで宜しいか。
委員	異議なし。
会長	本日の会議はこの程度に留め、次回に再度審議したい。
委員	異議なし。
事務局	異議がないのでそのように決定する。
	次に、事務局より、次回の日程について報告を願いたい。
事務局	次回の日程は9月7日(土)13時または13時半開催した
	い。また、台風の多い時期でもある為、9月14日(土)を
	予備日としたいが宜しいか。
委員	異議なし
事務局	では、次回の開催は9月7日(土)と決定する。
会長	また、事務局のスケジュールの都合上、次回で採決を行い
	審議終了としたいが異議はあるか。
委員	異議なし。
会長	異議がないようなのでそのように決定する。
	これにて第3回宜野湾市上下水道料金等審議会を閉会す
	る。
	DL I

- ・第3回審議会にて決定した、「基本料金を現状水量・単価とする。」「割り返し単価15円とする。」を考慮し単価を設定した。
- ・平成30年度の調定件数をもとに、㎡毎の件数を算出し単価を設定した。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・大口需要者は元々の単価設定が高価のため増額幅を低めに設定した。

※割り返し単価=総使用料÷総汚水量=割り返し単価 696,380,000円÷8,511,322㎡=82円(税抜)←97円(税抜)に変更

【税抜単価】

	水量(1か月)	対象件数	現行単価	予定単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500 円	500円	0円
超過	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	70 円	83 円	13円
料料	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	80 円	93 円	13円
金(50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	92 円	105 円	13円
1	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	102 円	114 円	12円
m³ に	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	112 円	121 円	9円
つ	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	135 円	140 円	5円
き)	1000立方メートル以上	300件	140 円	145 円	5円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20 m³	1,340 円	1,496 円	156 円
一般家庭4名家族	24 m³	1,620 円	1,828 円	208 円
一般家庭5名家族	30 m³	2,040 円	2,326 円	286 円
社会福祉法人保育園	102 m³	8,444 円	9,664 円	1,220 円
スーパー	397 m³	39,504 円	43,973 円	4,469 円
大型遊戯施設	843 m³	97,345 円	104,456 円	7,111 円
1000㎡以上事業所(食品加工)	6070 m³	828,340 円	861,586 円	33,246 円
1000㎡以上事業所(宿泊業)	11521 m³	1,591,480 円	1,651,981 円	60,501 円

- ・第3回審議会にて決定した、「基本料金を現状水量・単価とする。」「割り返し単価15円とする。」を考慮し単価を設定した。
- ・平成30年度の調定件数をもとに、㎡毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・これまで安価に単価設定されていた小口需要者の階層に負担を求めることにより、元々の単価設定が高価である大口需要者の増額幅を低めに設定した。

※割り返し単価=総使用料÷総汚水量=割り返し単価 696,380,000円÷8,511,322㎡=82円(税抜)←97円(税抜)に変更

【税抜単価】

	水量(1か月)	対象件数	現行単価	予定単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500 円	500円	0円
超過	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	70 円	85 円	15円
料料	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	80 円	95 円	15円
金(50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	92 円	102 円	10円
1	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	102 円	112 円	10円
m³ に	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	112 円	120 円	8円
つき	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	135 円	140 円	5円
₹)	1000立方メートル以上	300件	140 円	145 円	5円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20 m³	1,340 円	1,520 円	180 円
一般家庭4名家族	24 m³	1,620 円	1,860 円	240 円
一般家庭5名家族	30 m³	2,040 円	2,370 円	330 円
社会福祉法人保育園	102 m³	8,444 円	9,594 円	1,150 円
スーパー	397 m³	39,504 円	43,410 円	3,906 円
大型遊戯施設	843 m³	97,345 円	103,790 円	6,445 円
1000㎡以上事業所(食品加工)	6070 m³	828,340 円	860,920 円	32,580 円
1000㎡以上事業所(宿泊業)	11521 m³	1,591,480 円	1,651,315 円	59,835 円

資料2-3

改定条件

- ・第3回審議会にて決定した、「基本料金を現状水量・単価とする。」「割り返し単価15円とする。」を考慮し単価を設定した。
- ・平成30年度の調定件数をもとに、㎡毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・資料2-2よりさらに安価の階層に負担を求めることにより、元々の単価設定が高価である大口需要者の増額幅を資料2-2より低めに設定した。

※割り返し単価=総使用料÷総汚水量=割り返し単価 696,380,000円÷8,511,322㎡=82円(税抜)←97円(税抜)に変更

【税抜単価】

	水量(1か月)	対象件数	現行単価	予定単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500円	500円	0円
超過	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	70 円	85 円	15円
料料	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	80 円	95 円	15円
金(50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	92 円	107 円	15円
1	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	102 円	110円	8円
m³ に	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	112 円	115 円	3円
つき	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	135 円	138 円	3円
0)	1000立方メートル以上	300件	140 円	143 円	3円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20 m³	1,340 円	1,520 円	180 円
一般家庭4名家族	24 m³	1,620 円	1,860 円	240 円
一般家庭5名家族	30 m³	2,040 円	2,370 円	330 円
社会福祉法人保育園	102 m³	8,444 円	9,840 円	1,396 円
スーパー	397 m³	39,504 円	42,775 円	3,271 円
大型遊戯施設	843 m³	97,345 円	101,954 円	4,609 円
1000㎡以上事業所(食品加工)	6070 m³	828,340 円	848,630 円	20,290 円
1000㎡以上事業所(宿泊業)	11521 m³	1,591,480 円	1,628,123 円	36,643 円

- ・第3回審議会にて決定した、「**基本料金を現状水量・単価とする。**| 「**割り返し単価15円とする**。| を考慮し単価を設定した。
- ・平成30年度の調定件数をもとに、㎡毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・資料2-3よりさらに安価の階層に負担を求めることにより、元々の単価設定が高価である大口需要者(300㎡以上)の階層においてこれまでの単価とすることができる。

※割り返し単価=総使用料÷総汚水量=割り返し単価 696,380,000円÷8,511,322㎡=82円(税抜)←97円(税抜)に変更

【税抜単価】

	水量(1か月)	対象件数	現行単価	予定単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500 円	500円	0円
超過	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	70 円	85 円	15円
料料	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	80 円	95 円	15円
金(50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	92 円	107 円	15円
1	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	102 円	116 円	14円
m³ に	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	112 円	112 円	0円
つ	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	135 円	135 円	0円
き)	1000立方メートル以上	300件	140 円	140 円	0円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20 m³	1,340 円	1,520 円	180 円
一般家庭4名家族	24 m³	1,620 円	1,860 円	240 円
一般家庭5名家族	30 m³	2,040 円	2,370 円	330 円
社会福祉法人保育園	102 m³	8,444 円	9,852 円	1,408 円
スーパー	397 m³	39,504 円	43,684 円	4,180 円
大型遊戯施設	843 m³	97,345 円	101,525 円	4,180 円
1000㎡以上事業所(食品加工)	6070 m³	828,340 円	832,520 円	4,180 円
1000㎡以上事業所(宿泊業)	11521 m³	1,591,480 円	1,595,660 円	4,180 円

- ・第3回審議会にて決定した、「基本料金を現状水量・単価とする。」「割り返し単価15円とする。」を考慮し単価を設定した。
- ・平成30年度の調定件数をもとに、㎡毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・資料2-3よりさらに安価の階層に負担を求めることにより、元々の単価設定が高価である大口需要者の増額幅を資料2-3より低めに設定した。

※割り返し単価=総使用料÷総汚水量=割り返し単価 696,380,000円÷8,511,322㎡=82円(税抜)←97円(税抜)に変更

【税抜単価】

	水量(1か月)	対象件数	現行単価	予定単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500円	500円	0円
超過	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	70 円	85 円	15円
料料	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	80 円	95 円	15円
金(50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	92 円	105 円	13円
1	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	102 円	113 円	11円
m³ /:	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	112 円	114 円	2円
つき	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	135 円	137 円	2円
ð)	1000立方メートル以上	300件	140 円	142 円	2円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額	
他市町村比較モデル水量	20 m³	1,340 円	1,520 円	180 円	
一般家庭4名家族	24 m³	1,620 円	1,860 円	240 円	
一般家庭5名家族	30 m³	2,040 円	2,370 円	330 円	
社会福祉法人保育園	102 m³	8,444 円	9,746 円	1,302 円	
スーパー	397 m³	39,504 円	43,178 円	3,674 円	
大型遊戯施設	843 m³	97,345 円	101,911 円	4,566 円	
1000㎡以上事業所(食品加工)	6070 m³	828,340 円	843,360 円	15,020 円	
1000㎡以上事業所(宿泊業)	11521 m³	1,591,480 円	1,617,402 円	25,922 円	

- ・第3回審議会にて決定した、「基本料金を現状水量・単価とする。」「割り返し単価15円とする。」を考慮し単価を設定した。
- ・平成30年度の調定件数をもとに、㎡毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・資料2-3よりさらに安価の階層に負担を求めることにより、元々の単価設定が高価である大口需要者の増額幅を資料2-5より低めに設定した。

※割り返し単価=総使用料÷総汚水量=割り返し単価 696,380,000円÷8,511,322㎡=82円(税抜)←97円(税抜)に変更

【税抜単価】

	水量(1か月)	対象件数	現行単価	予定単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500円	500円	0円
超過	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	70 円	85 円	15円
料料	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	80 円	95 円	15円
金(50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	92 円	106 円	14円
1	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	102 円	114 円	12円
m³ (こ	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	112 円	113 円	1円
つき	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	135 円	136 円	1円
₹)	1000立方メートル以上	300件	140 円	141 円	1円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20 m³	1,340 円	1,520 円	180 円
一般家庭4名家族	24 m³	1,620 円	1,860 円	240 円
一般家庭5名家族	30 m³	2,040 円	2,370 円	330 円
社会福祉法人保育園	102 m³	8,444 円	9,798 円	1,354 円
スーパー	397 m³	39,504 円	43,331 円	3,827 円
大型遊戯施設	843 m³	97,345 円	101,618 円	4,273 円
1000㎡以上事業所(食品加工)	6070 m³	828,340 円	837,840 円	9,500 円
1000㎡以上事業所(宿泊業)	11521 m³	1,591,480 円	1,606,431 円	14,951 円

- ・第3回審議会にて決定した、「基本料金を現状水量・単価とする。」「割り返し単価15円とする。」を考慮し単価を設定した。
- ・平成30年度の調定件数をもとに、㎡毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・資料2-3よりさらに安価の階層に負担を求めることにより、元々の単価設定が高価である大口需要者の増額幅を資料2-5より低めに設定した。

※割り返し単価=総使用料÷総汚水量=割り返し単価 696,380,000円÷8,511,322㎡=82円(税抜)←97円(税抜)に変更

【税抜単価】

	水量(1か月)	対象件数	現行単価	予定単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500円	500円	0円
超過	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	70 円	85 円	15円
料料	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	80 円	95 円	15円
金(50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	92 円	105 円	13円
1	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	102 円	115 円	13円
m³ /:	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	112 円	115 円	3円
つき	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	135 円	137 円	2円
ð)	1000立方メートル以上	300件	140 円	141 円	1円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20 m³	1,340 円	1,520 円	180 円
一般家庭4名家族	24 m³	1,620 円	1,860 円	240 円
一般家庭5名家族	30 m³	2,040 円	2,370 円	330 円
社会福祉法人保育園	102 m³	8,444 円	9,750 円	1,306 円
スーパー	397 m³	39,504 円	43,675 円	4,171 円
大型遊戯施設	843 m³	97,345 円	102,511 円	5,166 円
1000㎡以上事業所(食品加工)	6070 m³	828,340 円	838,890 円	10,550 円
1000㎡以上事業所(宿泊業)	11521 m³	1,591,480 円	1,607,481 円	16,001 円

- ・第3回審議会にて決定した、「基本料金を現状水量・単価とする。」「割り返し単価15円とする。」を考慮し単価を設定した。
- ・平成30年度の調定件数をもとに、㎡毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・資料2-3よりさらに安価の階層に負担を求めることにより、元々の単価設定が高価である大口需要者の増額幅を資料2-5より低めに設定した。

※割り返し単価=総使用料÷総汚水量=割り返し単価 696,380,000円÷8,511,322㎡=82円(税抜)←97円(税抜)に変更

【税抜単価】

	水量(1か月)	対象件数	現行単価	予定単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500円	500円	0円
超過	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	70 円	85 円	15円
料料	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	80 円	95 円	15円
金(50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	92 円	105 円	13円
1	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	102 円	115 円	13円
m³ /:	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	112 円	120 円	8円
つき	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	135 円	137 円	2円
υ)	1000立方メートル以上	300件	140 円	141 円	1円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20 m³	1,340 円	1,520 円	180 円
一般家庭4名家族	24 m³	1,620 円	1,860 円	240 円
一般家庭5名家族	30 m³	2,040 円	2,370 円	330 円
社会福祉法人保育園	102 m³	8,444 円	9,750 円	1,306 円
スーパー	397 m³	39,504 円	44,160 円	4,656 円
大型遊戯施設	843 m³	97,345 円	103,511 円	6,166 円
1000㎡以上事業所(食品加工)	6070 m³	828,340 円	839,890 円	11,550 円
1000㎡以上事業所(宿泊業)	11521 m³	1,591,480 円	1,608,481 円	17,001 円

第2回上下水道料金等審議会資料

資料4-1

※第2回審議会配布資料

令和元年度 予算ベース	総汚水量	総使用量	単価 (総使用料÷総汚水量)	一般会計 雨水負担金	一般会計 基準内繰入金 (A)	一般会計 基準外繰入金 (B)	繰入金合計 (A)+(B)
	8,511,322m3	696,380千円	82円	15,704千円	363,349千円	180,021千円	543,370千円

(税抜)

	条件	現行単価	加算額	加算後単価	使用料増額分 (C)	県維持管埋負担 金単価増額分 (D)	財政効果額 (C)-(D)
1	独立採算で運営する場合	82円	68円	150円	578,770千円	25,534千円	550,683千円
2	1m3 あたり10円増額	82円	10円	92円	85,113千円	25,534千円	57,026千円
3	1m3 あたり13円増額	82円	13円	95円	110,647千円	25,534千円	82,560千円
4	1m3 あたり15円増額	82円	15円	97円	127,670千円	25,534千円	99,583千円
5	1m3 あたり20円増額	82円	20円	102円	170,226千円	25,534千円	142,139千円

※第2回審議会配布資料

本市下水道使用料(抜粋)

基	本		+71 \tal ++ 171 \tal	1/4 3		
水量	料	金	超過使用料(1㎡につき)			
8m3		500円	9ന്∼30ന്	70円		

〇モデルケース(4人家族、汚水量200%人/人/日)で試算

(税抜)

	条件	汚水量/月	現行単価	現行月額	加算額	加算後単価	加算後月額	増額分	
	* π	77小里/ 刀	九11年間	九11万領	加异假	加异伐牛训	加异饭万贺	1ヶ月	2ヶ月
1	独立採算で運営する場合	24m3	70円	1,620円	68円	138円	2,708円	1,088円	2,176円
2	1m3 あたり10円増額	24m3	70円	1,620円	10円	80円	1,780円	160円	320円
3	1m3 あたり13円増額	24m3	70円	1,620円	13円	83円	1,828円	208円	416円
4	1m3 あたり15円増額	24m3	70円	1,620円	15円	85円	1,860円	240円	480円
(5)	1m3 あたり20円増額	24m3	70円	1,620円	20円	90円	1,940円	320円	640円

【計算方法】

・現行月額の場合: (基本料金8%) = 500円 (超過使用料24%-8%=16%) 16%×70円 = 1,120円 \rightarrow (基本料金) 500円+(超過使用料) 1,120円 = 1,620円

·13円増額の場合:(基本料金8㎡) = 500円 (超過使用料24㎡-8㎡=16㎡)16㎡×83円=1,328円 → (基本料金)500円+(超過使用料)1,328円=1,828円